

開発業者 各位

【重要】「通称住所使用申出書」に関するお知らせ

令和3年9月に『地方公共団体情報システムの標準化に関する法律』が施行され、住民票の作成や税の賦課・徴収などを行う情報システムについて、国の示す標準仕様に合わせた標準準拠システムへの移行が義務付けられました。

大分市では、一部地域において住民基本台帳法に定められた「公称住所」とは別に「通称住所(町名)」を用いる制度がありますが、「通称住所(町名)」は全国的にも事例が少ない制度であることから令和8年1月5日の標準準拠システムへの移行に合わせ、新規の通称住所の受付を終了いたします。

※「通称住所」とは、古くから自治会などで使われていた呼称や、団地開発の際につけられた名称など、使用されるようになるまでの経緯は様々と思われます。

1. 「通称住所使用申出書」の受付終了

これまで、大規模な宅地開発等に伴い、新たに通称住所を設定する際には、「通称住所使用申出書」による申し出を市民課・各支所で受け付けておりましたが、新規申出の受付を終了するため、新たな通称住所を設定することはできなくなります。

【これまで受け付けていた「通称住所」例】

大分市〇〇タウン■丁目□ - △ 大分市〇〇が丘■ - □
大分市〇〇町■組□号 大分市〇〇町■組の□A など

2. 受付終了日

令和7年12月26日(金) 午後5時15分まで

通称住所使用申出書や既に設定している通称住所の取り扱いについて、大分市ホームページに掲載していますのでご参照ください。



通称住所に関するご相談・お問い合わせは、市民課にて受け付けております。

【お問い合わせ】市民課 電話 (097)537-5734